

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第3区分
 【発行日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【公開番号】特開2004-17280(P2004-17280A)
 【公開日】平成16年1月22日(2004.1.22)
 【年通号数】公開・登録公報2004-003
 【出願番号】特願2003-169269(P2003-169269)
 【国際特許分類】

B 2 5 C 1/00 (2006.01)

【F I】

B 2 5 C 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 取り外し可能なマガジンから固定具を打ち込むための工具であって、
 工具ハウジングと、
 前記工具ハウジングにより囲まれる動力源と、
 前記工具ハウジングに取り付けられ、チャンネルと第一整列機構を有する鼻部材と、
 前記工具に取り外し可能に取り付けられるマガジンを具備し、
 前記マガジンは、基端部および末端部を有するマガジンハウジングと、前記マガジンハウジングの前記基端部に取り付けられるシャープブロックとを有し、
 前記シャープブロックは、第二整列機構と、面とを有し、
 前記チャンネルおよび前記面は、前記第一整列機構が前記第二整列機構と係合されときに筒部を形成し、
 前記マガジンは、前記固定具が前記筒部を通して製作品内へ前記動力源により動かされるように、前記工具に取り外し可能に取り付けられる、工具。

【請求項2】 前記マガジンハウジングは、少なくとも第一側部レールと第二側部レールとを具備する、請求項1に記載の工具。

【請求項3】 前記第一側部レールは、頂縁、底縁、基端部、末端部を有し、前記第二側部レールは、頂縁、底縁、基端部、末端部を有し、
前記第二側部レールの底縁は、固定具を使用することなしに、前記第一側部レールの底縁に取り外し可能に取り付けられる、請求項2に記載の工具。

【請求項4】 前記シャープブロックは、前記第一側部レールおよび前記第二側部レールの基端部との間で挟み込まれる、請求項2に記載の工具。

【請求項5】 前記シャープブロックは、前記第一側部レールと前記第二側部レールとの間で挟みこまれ且つ前記第一側部レールおよび前記第二側部レールの基端部から前記第一側部レールおよび前記第二側部レールの末端部の方へ延在する少なくとも一つの脚部を具備する、請求項4に記載の工具。

【請求項6】 前記シャープブロックは、前記第一側部レールおよび前記第二側部レールの少なくとも一つ上の第二位置決め要素と係合可能な第一位置決め要素を具備する、請求項5に記載の工具。

【請求項7】 前記第一位置決め要素は前記脚部上に配置される、請求項6に記載の工具。

【請求項 8】 前記第一位置決め要素は、ボス、突出部あるいは肩部である、請求項 7 に記載の工具。

【請求項 9】 前記第一位置決め要素は、円筒状の突出部である、請求項 8 に記載の工具。

【請求項 10】 さらに、前記シャープブロックが前記第一側部レールと前記第二側部レールとの間に挟み込まれるときに、前記第一側部レールの頂縁を前記第二側部レールの頂縁へ結合する固定手段を具備する、請求項 4 に記載の工具。

【請求項 11】 前記固定手段は終端キャップを具備する、請求項 10 に記載の工具。

【請求項 12】 前記第一側部レールおよび前記第二側部レールは、互いに相補的な形態である舌部と溝部とを備える、請求項 2 に記載の工具。

【請求項 13】 さらに、前記第一側部レールおよび前記第二側部レールの末端部で、前記マガジンに取り外し可能に取り付けられる終端キャップを具備する、請求項 2 に記載の工具。

【請求項 14】 前記終端キャップは、さらに、前記マガジン内に複数の固定具を案内するためにシェルフを具備する、請求項 13 に記載の工具。

【請求項 15】 前記シャープブロックは、さらに、前記固定具の突き通す深さを指し示すマークを具備する、請求項 1 に記載の工具。